

SOR 取引・PTS 取引および R クロスを通じた取引に関する説明書

本説明書は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」）を通じて、Japan Alternative Market 株式会社（以下「JAX 社」といいます。）、Cboe ジャパン株式会社（以下「Cboe 社」といいます。）およびジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。なお、JAX 社、Cboe 社とジャパンネクスト社を合わせて以下「PTS 運営会社」といいます。）が運営する私設取引システム（以下「PTS」といいます。）と、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の立会外取引システム（以下「ToSTNeT」といいます。）（ただし、当社が提供するマッチングシステム（以下「R クロス」といいます。）から取り次がれた注文に係るものに限ります。）において、東証に上場されている有価証券の売買取引をおこなうにあたり必要な事項を説明するものです。なお、本説明書における R クロスに係る箇所は、R クロスをご利用になるお客様に向けてご説明するものです。

また本説明書では、お客様が SOR システムを利用して上場有価証券の売買をおこなう（以下「SOR 取引」といいます）にあたり必要な事項の説明もいたします。お客様は、本説明書の内容をよくお読みいただき十分にご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

1. PTS の概要

- PTS とは Proprietary Trading System の略称で、内閣総理大臣による認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムのことをいいます。JAX 社、Cboe 社およびジャパンネクスト社が運営する PTS における取引は、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従っておこなわれる取引所金融商品市場外取引です。
- PTS においては、各 PTS のコンピュータ・システム上でお客様の提示した指値が、取引の相手方となる他の注文の指値と一致する場合に、当該一致した指値を用いて売買を成立させる「顧客注文対等方式」での取引になります。
- PTS 運営会社は取引手法の違いによりそれぞれ複数の PTS を運営している場合がありますが、お客様が当社を通じて執行市場を PTS に指定して発注いただけるのは Cboe 社の「Cboe Alpha / Chi-Alpha」（以下「CboePTS」といいます。）とジャパンネクスト社の「PTS 第 1 市場（J-Market）」（以下「ジャパンネクスト PTS」といいます。）のみとなります。JAX 社が運営する PTS（以下「JAXPTS」といいます。）を指定して発注することは出来ません。
- JAXPTS、CboePTS、ジャパンネクスト PTS の売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号ホおよび金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する売買価格の決定方法、すなわち価格優先、時間優先となります。

2. PTS の市場の特性

- PTS では東証の立会時間外にも取引が可能です。
- PTS では東証よりも細かい呼値（刻み値）で取引できる場合があります。
- PTS では東証と比べて取引参加者が一般的に少なく、流動性が東証と比べて極端に低くなることもあるため、価格変動が大きくなる場合がありますので取引の際は市況状況を確認のうえ、十分注意してお取引いただくようお願いいたします。
- 特に東証の立会時間外では流動性の低い中で、情報開示やニュース等により急激な価格変動が発生する場合があります。

3. R クロスの概要

- R クロスは、当社が運営するダークプール（注１）です。R クロス内で当社顧客同士の売買条件が合致した場合に、社内クロス取引として ToSTNeT へ取り次ぎ、売買を成立させます。
- R クロスにおける約定価格は、買い注文の場合は R クロスに注文を取り次ぐ時点における直近の東証の最良売り気配価格と同値または有利な価格、売り注文の場合は最良買い気配価格と同値または有利な価格となります。また、最良気配価格は随時更新され、お客様が注文を発注される時点と R クロスに注文を取り次ぐ時点の東証の最良気配価格は異なる場合があります。
- R クロスは、いわゆるマーケットメーカー（取引の流動性を確保する等の目的で取引に参加する者で、主に機関投資家はその役割を担います。）を含む当社顧客同士で売買、価格、株数の条件を付け合わせます。
- R クロスにおける呼値は東証と同じです。
- 東証が取引の停止をおこなった場合や当社が必要と認めた場合は、取引が停止・制限されることがあります。
- 執行市場を R クロスに指定した注文はできません。
- 信用取引に係る注文は、R クロスには発注されません。
- R クロスにおいて、お客様の注文を故意に不利な条件で取引することはありません。
- R クロスで東証の最良気配と同値で約定した場合、お客様にとって価格改善はありません。
- 当社は、お客さまの注文の相手方となるマーケットメーカーを含む顧客から委託手数料を受け取ることがあります。

（注１）ダークプールとは、証券会社が提供しているサービスで、証券会社内部で顧客（個人投資家と機関投資家）同士の注文をシステムで付け合わせ（マッチング）をおこない、取引所の立会外取引で約定させるシステムのことをいいます。

4. SOR システムの概要と取引判定プロセス

- SOR システムの概要

- ① SOR とは Smart Order Routing の略称で、SOR システムとは、金融商品取引所市場、PTS、ダークプールなど複数の市場またはシステムからお客様の売買注文を最良の価格（買い注文であれば安い、売り注文であれば高い価格をいいます。また、この判断にあたっては、お客様の執行指示、執行および約定のスピードも考慮いたします。）で約定できる、あるいは、最適と判断される市場またはシステムに取り次ぎ、注文を執行するシステムをいいます。
- ② 当社の提供する SOR システムは、上述の価格優先を目的とした「価格優先 SOR システム」と手数料まで含めたお客様の取引コストの最小化を目的として提供する「R クロス優先 SOR システム」があります。（以下、両 SOR システムを総称して「SOR システム」といいます。）
- ③ SOR 取引をされた場合は、東証以外で約定したものにつき、東証で約定したと仮定した場合と比較したときの価格改善効果（東証以外における約定が受注時の東証の最良気配ですべて約定したと仮定した場合と実際の約定価格の差）を明示いたします。
- ④ 当社では「価格優先 SOR システム」と「R クロス優先 SOR システム」をお客様へ提供して東証の立会時間内のみ価格判定をおこないます。

➤ 「価格優先 SOR システム」の取引判定プロセス

- ① 東証上場銘柄のうち当社が定める銘柄について、東証の立会時間内のご注文を執行する際に、東証と同値、またはより有利な価格で約定できると「価格優先 SOR システム」が判断するときに、ご注文の全部または一部を、PTS へも発注することにより、東証のみに発注する場合よりも有利な価格での約定機会を提供いたします。東証と同値、またはより有利な価格の判定方法等については次のとおりです。
- ② 「価格優先 SOR システム」は、SOR 注文の受注時における東証の最良気配（買い注文であれば最良売り気配、売り注文であれば最良買い気配）を取得いたします。
- ③ 「価格優先 SOR システム」は常に東証の時価情報を参照し、その最良気配と比べて不利な約定を制約することにより、PTS において東証の値動きを超える急激な価格変動が起きた場合の発注を抑制しております。また東証よりも有利な価格で約定が可能な機会を提供し、できる限りお客様に経済的なメリットをご享受いただくことを目的として運営されております。
- ④ 東証の立会時間内において SOR を有効にした注文は、受注時の東証の最良気配価格を参照し、それと同値かより有利な気配価格が PTS にある場合、当該有利な価格を提示したシステムに、お客様の注文株数を上限に当該注文を一括または分割して発注（1 単位の場合や全数量が 1 つのシステムで約定するような場合は、分割しません）いたします。この際、PTS で約定できないと判断される残株数については、当該残株数の注文を東証に発注いたします。PTS で東証の最良気配価格より有利または同値となる約定の可能性がないと「価格優先 SOR システム」が判断する場合（売り注文または買い注文が無い場合）

には全数量を東証へ発注いたします。

- ⑤ 「価格優先 SOR システム」の分割発注は、原則として価格優先で約定するように、買い注文であれば低い気配から順番に、売り注文であれば高い気配から順番に約定します。各市場等における最良気配が同値の場合においては、原則として、JAX、Cboe Select、Cboe Alpha、東証、J-Market、X-Market、の順番で優先順位を決めております。但し、市場等の動向を考慮して、最も流動性があると考えられる市場に発注するなど機動的に対応します。その結果、発注のタイミング等によっては最良の結果とはならない場合があります。
- ⑥ 「価格優先 SOR システム」では PTS への分割発注において、受注時の東証の最良気配を超えて不利な約定はいたしません。お客様は約定結果をご確認頂くことで、SOR 分割発注により約定したものとその後東証で約定したものの区別、また SOR 分割発注約定については受注時の東証の最良気配と約定価格を比較していただけるようにしております。
- ⑦ 東証において板寄せまたは特別気配の場合は、全数量を東証へ発注いたします。
- ⑧ 上記⑦にかかわらず、下記の場合には、東証の最良気配よりもよい約定ができるときであっても東証へ全数量を発注いたします。
 - 各 PTS での約定価格が東証における当日の高値を上回るような買い注文、または、安値を下回るような売り注文
 - 東証の現値に比べて当社が定める一定程度以上に不利な注文
- ⑨ 東証の立会時間外(「価格優先 SOR システム」判定時間外)に価格優先 SOR 注文を発注した場合には、注文数量の全部を次の立会開始時に東証に発注いたします。この場合、価格優先 SOR 注文とはなりませんのでご注意ください。

➤ 「R クロス優先 SOR システム」(注 2) の取引判定プロセス

- ① R クロスの対象銘柄の現物取引注文は、R クロス取引の対象と判定され、R クロスに注文が回送されます。R クロスの対象銘柄は、東証に上場されている主としてスモールティック銘柄(注 3) 等です。
- ② R クロス取引の対象と判定された注文のうち、成行または東証の最良売気配より高い指値若しくは同値の買い注文は東証の最良売気配と同値の指値注文とし、また、成行または最良買気配より低い指値若しくは同値の売り注文は東証の最良買気配と同値の指値注文として R クロスに回送され、対当する他顧客の注文とマッチング可否を確認します。全部、または一部がマッチング可能と判定された注文については、ToSTNeT で社内クロス取引として約定、マッチングが出来なかった注文、および、残数量がある注文は、東証に回送されます。R クロスで東証の最良気配価格より有利、または同値となる約定の可能性がないと判断する場合は、全数量を東証へ発注いたします。
- ③ 東証において板寄せまたは特別気配の場合は、全数量を東証へ発注いたします。

- ④ 次の場合には、東証の最良気配より有利または同値の約定ができるときであっても東証へ全数量を発注いたします。
- 約定価格が東証立会市場における当日の高値を上回るような買い注文または安値を下回るような売り注文
 - 東証立会市場の現値に比べて、当社が定める一定程度以上に不利な注文
- ⑤ 東証の立会時間外(「R クロス優先 SOR システム」判定時間外)に R クロス優先 SOR 注文が発注された場合には、注文数量の全部を次の立会開始時に東証に発注いたします。この場合、R クロス優先 SOR 注文とはなりませんのでご注意ください。

(注2) 当社が提供する手数料体系のうち、「ゼロコース」(国内株式売買における取引手数料が無料になるコース) をご選択いただいているお客様が東証を指定して発注した R クロスの対象銘柄の現物取引注文は、原則として「R クロス優先 SOR システム」をご利用いただきます。)

(注3) スモールティック銘柄とは東証において、高流動性銘柄、中流動性銘柄および E T F 等 (E T F および E T N (レバレッジ指標等に連動することを目的とするものを含む)) について、執行コストの低減を目的として、通常の銘柄よりも縮小した呼び値単位が適用されている銘柄のことを指します。具体的には、T O P I X 5 0 0 構成銘柄、および一部の E T F 等に適用されています。

5. PTS 取引および R クロスを通じた ToSTNeT での取引について

➤ 取引の方法

- ① お客様は、執行市場を CboePTS (画面表示は「Chi-X」) またはジャパンネクスト PTS (画面表示は「JNX」) に指定してご注文いただくことが可能です。これらの注文を「PTS 直接取引」と呼び、各 PTS の取引時間内は指定された PTS へ取り次ぎます。PTS 直接取引では原則として、各々の PTS において当社または他の取引参加証券会社から発注された注文に対当する注文があったときに約定が成立します。
- ② 「価格優先 SOR システム」の場合には、JAX 社の PTS (JAX)、Cboe 社の PTS (Cboe Alpha / Chi-Alpha および Cboe Select / Chi-Select)、ジャパンネクスト社の PTS (PTS 第 1 市場(J-Market) および PTS 第 2 市場(X-Market))、「R クロス優先 SOR システム」の場合には、R クロス (ToSTNeT) の全部または一部でお取引いただくことが可能です。ただし、夜間取引 (後述) についてはジャパンネクスト PTS への PTS 直接取引のみとなります。
- ③ SOR システムを有効にした注文の場合、当社の最良執行方針に基づき、前記 4. 記載の各 SOR システムの取引判定プロセスにより注文を執行いたします。
- ④ なお、原則として、すべての取引に関して、当社または PTS 運営会社が取引の相手方となって約定を成立させることはありません (ただし、システム障害時等、投資家保

護の観点から必要と認められる例外的な場合はこの限りではありません)。また PTS や ToSTNeT で成立した取引の清算に関しては、東証等の取引所取引と同様に株式会社日本証券クリアリング機構がおこないます。

➤ 取引時間

① JAXPTS

- 8:20-16:00

② CboePTS

- 8:20-16:00

③ ジャパンネクスト PTS

- 8:20-16:30 (当社では 16:00 までの取扱となります。)
- 17:00-翌日 6:00 (夜間取引と呼びます – なお、ジャパンネクスト PTS の夜間取引以外の全ての株券等の取引は日中取引と呼びます。また、ジャパンネクスト PTS の夜間立会時間にかかわらず、当社では 17:00-23:59 までの取扱となります。)

④ R クロス

- クローリング・オークションを除く東証立会時間と同じ(9:00-11:30 と 12:30-15:25)

⑤ SOR 取引

- クローリング・オークションを除く東証立会時間と同じ(9:00-11:30 と 12:30-15:25)

➤ 取引銘柄

- ① PTS および R クロスで取引いただける銘柄は国内金融商品取引所に上場する銘柄のうち当社が指定する銘柄とします。
- ② PTS および R クロスは独自の規制を持ち、東証で取引のできる銘柄であっても日中に取引規制がかかることがあります。
- ③ SOR システムがご利用いただけない銘柄をご注文いただく場合には、お取引画面上にある SOR 有効の選択チェックボックスが非表示となります。またゼロコースをご選択のお客様で SOR システムの利用が必須となるお取引の場合は、当該 SOR 有効の選択チェックボックスが選択された状態になります。なお、SOR システムの利用が可能な銘柄であっても、PTS や ToSTNeT において独自に規制や取扱外の銘柄がある場合には、当該銘柄に関しては選択可能な範囲で取引可能な取引システムにおいて最良と考えられる注文執行をいたします。

➤ 当社における注文タイプ

- ① PTS 直接取引では当日限り注文および翌日限り注文のみを受付けます。
- ② 夜間取引のあるジャパンネクスト PTS については翌日注文の受付は当日の夜間取引の終了後となります。
- ③ PTS 直接取引では注文値段は指値注文のみを受付けます。
- ④ SOR システムを有効にした注文では、指値注文、成行注文、セット注文を受付けます。

⑤ 注文種別は新規・取消および価格、株数訂正（減少のみ）です。それら以外の訂正をおこなう場合は、一旦注文取消をおこなったうえで、再度発注してください。

⑥ 現物取引および信用取引を受け付けます。

➤ 約定日と受渡日

① 約定日は通常の取引所と同様に売買成立日となります。

② 受渡日は日中取引については約定日から起算して 3 営業日目となります。夜間取引については約定日から起算して 4 営業日目となります。

➤ 注文に関わる規制

① 一回に受注する国内株式の注文金額の上限は下表のとおりとし、各上限を超える場合には、当該注文を受付けないこととします。

取引/注文種別	現物買い注文	現物売り注文	信用新規建て注文	信用返済注文
SOR 取引	10 億円	40 億円	10 億円	40 億円
PTS 直接取引	3 億円	3 億円	3 億円	3 億円
(ご参考) 東証を指定した取引	10 億円	90 億円	10 億円	90 億円

② PTS 直接取引では各 PTS における制限値幅を超える場合には、当該注文は入力できません。

③ SOR 取引では東証の制限値幅を超える場合には、当該注文は入力できません。

④ 以上の規制のほか、当社が別に定め独自におこなう規制があります。

➤ 売買単位

① 原則として発行会社が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株、或いは、1 口とします。

② ただし金融商品取引所で売買単位が 10 株未満かつ各 PTS における呼値が 1 円未満の場合は 10 株、或いは、10 口を売買単位とします。SOR 取引の場合においても当該売買単位に則って分割発注をおこないます。

➤ 呼値

① PTS 直接取引では各 PTS の定める呼値とします。

② SOR を有効にした注文では、注文価格は東証の呼値とします。ただし約定価格は各 PTS における呼値となる可能性があります。

➤ 価格情報の開示

① PTS における取引の価格情報に関しては、日本証券業協会の定めに従い、JAX 社、Cboe 社およびジャパンネクスト社の気配情報および約定情報が所定の時限内に日本証

券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ「PTS インフォメーションネットワーク (<https://off-exchange.jp/ptsinfo/>)」上で公表されます。

- ② SOR 取引の分割発注により約定したもののうち、東証で約定したものは通常の東証約定として、R クロスを通じて約定したものは ToSTNeT で約定したものとして、PTS で約定したものは前記の方法をもって、公表されます。
- ③ R クロスにおける取引では、気配情報は開示されません。

➤ 売買取引の停止または制限

- ① 以下に該当する場合は、当社は PTS および R クロスへの注文取次を停止するなど売買取引を制限し、また PTS 運営会社は売買取引を停止制限し、あるいは規定時間外に本取引をおこなう場合があります。
 - 東証が売買停止等の措置をおこなった場合で PTS および R クロスでも売買停止等の措置をおこなう必要があると PTS 運営会社または当社が判断した場合、日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合または東証が立会外取引を停止した場合
 - SOR システム、各 PTS または R クロスにおいて稼動に支障が生じた場合において売買取引を継続することが適当でないと当社または PTS 運営会社が判断した場合
 - 対象銘柄について発行会社またはメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確であるかまたは情報の内容を周知させることが必要であるとき等、売買を継続することが適当でないと当社、PTS 運営会社または東証が判断した場合
 - 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社、PTS 運営会社または東証が認める場合
 - 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文および約定の執行、金銭および有価証券の授受等が遅延または不能となったとき
 - その他取引の公正性の確保のため、当社、PTS 運営会社または東証が必要と認めた場合
- ② 前記の他、SOR 取引において下記に該当する場合は、当社は SOR システムを利用した注文を受け付けません。
 - 東証取引時間外
 - SOR システムの運用において障害を検知したまたは障害の虞があることを検知した場合で、SOR システムの利用が不適当と認められた場合
 - 売買の状況に異常があるかまたはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社が認める場合
 - 天災地変、戦争・紛争、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖

等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文および約定の執行、金銭および有価証券の授受等が遅延または不能となったとき

- その他取引の公正性の確保のため、当社が必要と認めた場合

③ 更に以下に該当する場合は、当社は SOR システムの全部または一部を停止することがあります。

- 東証の時価情報に障害があると認められる場合は SOR システムを停止します。
- SOR システムにおいてシステム等の障害があると認められる場合は SOR システムを停止します。また、障害の虞があると認められる場合にも SOR システムを停止する場合があります。
- 「価格優先 SOR システム」に障害が認められた場合は、当社は速やかに自動的な SOR システムへの発注を取りやめます。また、障害の虞があると認められる場合にも SOR システムへの発注を取りやめる場合があります。障害またはその虞が解消され当社が再開を決定するまでは、お客様のご注文は SOR システムを介さずに東証へ発注されるようになります。
- 「R クロス優先 SOR システム」に障害が認められた場合は、当社は「価格優先 SOR システム」に切替をおこない、当該注文を回送することがあります。
- JAXPTS、CboePTS、ジャパネクスト PTS のそれぞれに障害がある場合には、当該取引システムへの発注はいたしません。また、障害の虞があると認められる場合にも当該取引システムへの発注をしない場合があります。
- 当社が各 PTS への注文取次を停止するなど売買取引を制限し、また各 PTS および SOR 取引が売買取引を停止または制限する場合には当該取引システムへの発注はいたしません。
- 東証が売買停止等の措置をおこなった場合、当該対象銘柄は SOR システムを利用した発注の対象とはなりません。
- 対象銘柄について発行会社またはメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合または情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと PTS 運営会社、東証または当社が判断した場合には、売買を継続いたしません。

④ 注文の取扱

売買停止措置がおこなわれた場合、お客様のご注文は次のとおり取り扱われます。

- 売買停止措置実施時点で既に PTS または R クロスへ発注済のご注文で約定が成立していない場合は、次のとおり取り扱われます。

取引種別	売買停止措置が行われた場合の取扱い
SOR 取引	・ 注文は失効します。
PTS 直接取引	・ ジャパネクスト PTS を指定された場合、

	注文は失効します。 ・CboePTS を指定された場合、注文は失効せず、売買再開後も有効な注文として存続します。
--	--

- 売買停止措置実施時点で、既に PTS または R クロスへ発注済のご注文で約定が成立している場合は、原則として約定成立としますが、日本証券業協会の指示に基づき売買を停止した場合はその指示するところに従って処理いたします。

➤ 基準値段

- ① PTS 直接取引における日中取引の基準値段は主市場となる東証の前日の終値を元に計算されます。
- ② PTS 直接取引における夜間取引の基準値段は東証の当日の終値を元に計算されます。
- ③ SOR 取引については東証と同じ基準値段が適用されます。

➤ 手数料

ゼロコースを選択されている場合を除き、PTS 直接取引、「価格優先 SOR システム」を利用した取引においては通常の株券等取引と同様の手数料を頂きます。一日の取引高をもとに決定される手数料コースをお選び頂いている場合には、夜間取引については翌営業日の日中取引と合算のうえ計算されます（同一受渡日による合算）。

SOR システムの利用料は掛かりません。

6. PTS 取引のリスク

- 取引停止または取引が制限される場合があります。PTS のシステム障害が発生した場合、または前記 5.「売買取引の停止または制限」に記載された各事項に該当する場合など、PTS における売買取引を停止または制限する場合があります。
- 約定が取り消される場合があります。例えば、PTS の取引時間中に個別銘柄の売買停止措置が実施された場合であって、日本証券業協会により取引停止直前の約定が認められないときには、約定が取り消しとなることがあります。
- 取引所取引における売買価格と大きく乖離する場合があります。また制限値幅は東証における制限値幅と異なる場合があります。
- その他
 - ① 情報開示・ニュース等
 - 東証立会時間外、特に夜間取引時間における情報開示やニュース等により価格が大きく変動する場合があります
 - ② 流動性・値動き
 - PTS では取引所取引と比べて取引参加者が限定されます。また東証立会時間外（特に夜間取引時間）ではさらに取引参加者が限定され、流動性が低くなり値動きが大

きくなる可能性があります。

③ 提示された価格による約定可能性

- 東証での価格とは別に価格形成がされるため、お客様が発注した注文条件に見合う反対の注文が発注されていない場合には売買が成立しません。

7. 「価格優先 SOR システム」のリスク

- 「価格優先 SOR システム」の場合、PTS または東証で約定される可能性があります。PTS に発注した場合の約定価格は、受注時の東証の最良気配価格と同値かより有利な価格に限られるため、価格変動は抑えられています。
- 「価格優先 SOR システム」の場合、最良執行方針に基づき、より良い執行のための分割発注をおこないますが、発注のタイミングによっては必ずしも最も有利な価格で約定しない場合もあります。
- 「価格優先 SOR システム」の場合、新規注文の場合のみ分割発注をおこないます。すでに発注済みの注文の訂正注文の際に改めて「価格優先 SOR システム」により PTS へ分割発注をおこなうことはありません。

8. 「R クロス優先 SOR システム」のリスク

- 「R クロス優先 SOR システム」の場合、R クロス(ToSTNeT) または東証で約定される可能性があります。R クロスに発注した場合の約定価格は、受注時の東証の最良気配価格と同値かより有利な価格に限られるため、価格変動は抑えられています。

9. 当社の最良執行義務

- 当社は、最良執行方針に記載した内容を履行するとともに、安定したサービスの継続、向上についても責任をもっておこなってまいります。
- また、公正な取引環境を提供するという観点から、お客様の取引執行結果が東証の最良気配という判断基準と照らし合わせて矛盾が生じていないことをお客様ご自身がリアルタイムにご確認頂ける環境を提供いたします。

10. その他ご留意事項

- 本説明書でご説明する事項のほかに当社ウェブサイトの「Q&A」画面において詳細をご説明させていただいている事項もありますので、お取引にあたっては当該「Q&A」画面もご確認くださいよう願いたします。
- PTS 運営会社は、内閣総理大臣の認可を受けて PTS の運営をおこなっており、業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理および取引の公正性確保のために売買審査をおこなうことが求められております。したがって、取引参加証券会社に対して当該取引参

加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社は JAX 社、Cboe 社、またはジャパンネクスト社の要請に応じてかかる報告書その他の書類の作成および提出に関する必要な協力をおこないます。

11. 本説明書の変更について

本説明書の内容については、法令の変更または監督官庁の命令等、その他必要が生じたときには変更する場合があります。改定をおこなう旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(2025 年 1 月)